

(別紙 3-23 きだい日本海・東シナ海系群)

## 第 1 水産資源

水産資源の名称 きだい日本海・東シナ海系群

## 第 2 資源管理の目標

国が行うきだい日本海・東シナ海系群の資源評価で示される資源水準について、「中位」以上とする。なお、農林水産大臣は、直近の資源評価、最新の科学的知見、漁業の動向その他の事情を勘案して、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。

## 第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

農林水産大臣及び都道府県知事は、漁業法等の公的規制を遵守させる。また、農林水産大臣及び都道府県知事は、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる定期的な当該協定の取組の効果の検証、当該検証結果を踏まえた取組内容の改良及び資源管理の目標の変更並びにこれらの結果の農林水産大臣又は都道府県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

加えて、検証の客観性を確保する観点から、外部有識者（漁業や資源管理について専門的知識を有する研究者等）の参加する国又は都道府県に設置された資源管理協議会等においても、検証を行うものとする。

#### 第4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。